

201001003B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(政策科学推進研究事業)

子どもへの性的虐待の
予防・対応・ケアに関する研究

平成20・21・22年度 総合研究報告書

研究代表者 柳 澤 正 義

平成23 (2011) 年 3月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(政策科学推進研究事業)

子どもへの性的虐待の
予防・対応・ケアに関する研究

平成20・21・22年度 総合研究報告書

研究代表者 柳 澤 正 義

平成23 (2011) 年 3月

目 次

I. 総合研究報告書

| | |
|---|---|
| 子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 | 1 |
| 研究代表者 柳澤正義 | |
| 研究分担者 玉井邦夫 | |
| 山本恒雄 | |
| (故) 庄司順一 | |
| 岡本正子 | |
| 研究協力者 才村 純、津崎哲郎、増沢 高、加藤典子、渡邊治子、川中梨津子、鈴木浩之、佐々木智子、長谷川愉、新納拓爾、佐藤和宏、高瀬 泉、鶴岡裕晃、有村大士、板倉孝枝、永野 咲、仲真紀子、丸山恭子、倉石哲也、関守麻紀子、八木修司、小杉 恵、藤原慶二、塩見 守、中村有生、新美裕之、平岡篤武、中垣真通、高田豊司、渡辺葉一、三好真由美、坂井加代子、榊本理香、薬師寺順子、三宅和佳子、花房昌美、前河 桜、伊庭千恵、林めぐみ、三浦由起、南まどか、久保田富紀、井上直子、松本佳奈 | |

II. 研究成果の刊行に関する一覧表

III. 資料

| | | |
|-----|---|-----|
| 資料① | 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版 | 25 |
| | 附録1 司法手続きにおける子どもの供述 | 131 |
| | 附録2 司法面接の特徴とNICHDプロトコル | 136 |
| | 参考情報 | 144 |
| 資料② | 保護者向けパンフレット（一時保護時） | 173 |
| 資料③ | 非加害保護者向けパンフレット | |
| ③-1 | あなたへのメッセージ「親だからできること」 | 181 |
| ③-2 | あなたへのメッセージ「家庭内性暴力を受けた子どもを守るために」 | 191 |
| 資料④ | 子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き | |
| ④-1 | 保育所・幼稚園の保育者のために | 201 |
| ④-2 | 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員 および放課後児童クラブのために | 223 |
| 資料⑤ | 性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン | 253 |
| | ケア・ガイドライン基礎編 | 255 |
| | ケア・ガイドライン実践編 | 347 |

I . 総合研究報告書

子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究

研究代表者 柳澤正義 日本子ども家庭総合研究所長

研究要旨

本研究は、性的虐待への対応及びケアに関する具体的なシステムの構築を目的とする。性的虐待への対応実態を踏まえて、虐待を早期に発見しやすい立場にある学校、対応における中核機関である児童相談所、虐待を受けた子どもへの中長期的ケアを担う児童福祉施設等の各機関を対象に、それぞれ対応やケアのためのガイドラインの策定を行うとともに、性的虐待の被害確認のための面接の技法の開発、研修を行うものである。本研究の特色は全国的な実態把握を行うとともに、ガイドラインの策定に当たって、現場での試行及びフィードバックを経て、より実用性の高いガイドライン策定を図るところにある。

研究は3年計画で実施され、初年度は概ね実態把握と課題整理、2年目には実態調査の結果を踏まえて、わが国の現状に即したガイドライン案を作成し、全国の状態を代表しうる児童相談所現場で実践試行した。3年目には、ガイドライン案に基づく研修を実施するとともに試行を続行し、試行状況をフィードバックすることによって、最終的なガイドライン類の策定を行った。

以下、分担研究ごとに方法と結果の概要を記す。

分担研究① 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究（研究分担者 玉井邦夫）

1年目、2年目にわたって学校現場における性的虐待事例との遭遇実態と教員の性的虐待に関する知識・意識を調査し、学校現場では性的虐待の発見が極めて困難であり、対応上の課題も認められた。3年目には、学校における虐待対応のキーパーソンである養護教諭を対象に、性的虐待・性的被害事例への遭遇状況と学校現場で対応するにあたっての困難感を調査した。遭遇率は一般教員への調査と比較して極めて高く、学校現場での性的虐待・性的被害対応には養護教諭の関与が不可欠であることがわかるとともに校内での連携に困難感を抱えていた。

分担研究② 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究

（研究分担者 山本恒雄）

1年目に行った全国児童相談所を対象とするアンケート調査、先進的取組をする府県でのヒアリング調査等で把握した児童相談所における性的虐待の対応実態を踏まえて、児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン試行版を作成した。これらを全国の児童相談所に提示、試行実施を決定した児童相談所に対して、相談現場におけるガイドライン試行版の内容について研修を開始、さらに被害確認面接についても協力を得られる場合には、分担研究③と共同で面接トレーニングを実施したうえで、実際の業務における適合性、実効性について検証を行った。

3年目には「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2009年度試行版」と被害確認面接のための「NICHD ガイドライン日本版」について、児童相談所職員に対する研修を拡大実施し、現場での試行を通じてフィードバックを得て、最終的なガイドラインを策定した。併せて、分担研究①との共同作業として、関係機関との連携、特に通告に関して、保育所・幼稚園職員、小・中・高等学校・特別支援学校および放課後児童クラブ職員を対象とした「初期対応手引き」を作成した。また、初期対応から中長期の支援までの全体的な児童相談所としての援助課題、関係機関への情報発信、実務現場の専門性確保のための研修、組織的な対応チーム体制の確立について、課題の整理を行った。通告から子どもの安全確保に至る初期対応体制の確立、立証性のある調査手法確立の必要性等、性的虐待対応の専門性の充実に関するニーズの高まりが認められるとともに、なお多くの課題があることが明らかになった。

分担研究③ 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究

（研究分担者 （故）庄司順一）

欧米で行われている forensic interview をもとに、わが国の児童福祉相談機関の権限や法制度、組織体制に見合った性的虐待被害についての子どもへの面接のあり方を検討し、欧米での forensic interview やその訳語としての「司法面接」とは区別して、「(法的)被害(事実)確認面接」と呼ぶことを提案した。具体的な面接法として、米国の「国立子どもの健康および発達研究所」による「NICHD ガイドライン」をもとに、その日本版を開発し、面接者のトレーニングプログラムの開発と実施を含め、わが国の児童福祉領域での面接法の雛型とする作業を進めた。分担研究②で作成した「性的虐待対応ガイドライン試行版」を試行実施中の児童相談所を中心に面接トレーニング研修を行い、これらの研修とそのフォローアップを通じて、児童福祉領域における「被害確認面接」のひとつとなるべき面接法を作成した。

分担研究④ 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する

る研究（研究分担者 岡本正子）

児童養護施設や情緒障害児短期治療施設等に入所している性的虐待あるいは性暴力被害を受けた子どもの中長期的ケアの体制や方法論を確立するため、これら施設におけるケアの実態等を把握したうえで、ケアの向上に資するガイドラインを策定した。全国の児童養護施設と情緒障害児短期治療施設の施設代表者とケア担当者にアンケート調査を行い、先進的に取り組んでいる4施設に対し聞き取り調査を行った結果を踏まえ、全国の施設に「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン（試案）」を送付し、アンケート調査と聞き取り調査による現場からのフィードバックを得て、ガイドラインを充実させるとともに有効性の評価を行った。アンケート調査は、ケア・ガイドライン試案で提唱したケア内容に関する施設の取り組み状況と現場への適合性、有用性に関するもので、62.0%の施設から有用との回答を得た。これらの調査結果と施設への訪問調査をもとに、「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」を策定した。

研究分担者

| | |
|---------|--------------------------------|
| 玉井邦夫 | 大正大学人間学部教授 |
| 山本恒雄 | 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部家庭福祉担当部長 |
| (故)庄司順一 | 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部福祉臨床担当部長 |
| 岡本正子 | 大阪教育大学教育学部教授 |

研究協力者

| | |
|-------|----------------|
| 才村 純 | 関西学院大学人間福祉学部 |
| 津崎哲郎 | 花園大学 |
| 増沢 高 | 子どもの虹情報研修センター |
| 加藤典子 | 大阪府吹田子ども家庭センター |
| 渡邊治子 | 大阪府池田子ども家庭センター |
| 川中梨津子 | 大阪府吹田子ども家庭センター |
| 鈴木浩之 | 神奈川県中央児童相談所 |
| 佐々木智子 | 神奈川県中央児童相談所 |
| 長谷川愉 | 神奈川県中央児童相談所 |
| 新納拓爾 | 神奈川県中央児童相談所 |
| 佐藤和宏 | 神奈川県鎌倉三浦児童相談所 |
| 高瀬 泉 | 山口大学大学院 医学系研究科 |
| 鶴岡裕晃 | 日本子ども家庭総合研究所 |
| 有村大士 | 日本子ども家庭総合研究所 |

| | |
|-------|-------------------------|
| 板倉孝枝 | 日本子ども家庭総合研究所 |
| 永野 咲 | 日本子ども家庭総合研究所 |
| 仲真紀子 | 北海道大学大学院文学研究科 |
| 丸山恭子 | カウンセリングルームまるやま |
| 倉石哲也 | 武庫川女子大学文学部 |
| 関守麻紀子 | 横浜合同法律事務所 |
| 高瀬 泉 | 山口大学大学院 医学系研究科 |
| 八木修司 | 関西福祉大学（情緒障害児短期治療施設班責任者） |
| 小杉 恵 | 大阪府立母子保健総合医療センター |
| 藤原慶二 | 関西福祉大学 |
| 塩見 守 | 情緒障害児短期治療施設清水が丘学園 |
| 中村有生 | 情緒障害児短期治療施設清水が丘学園 |
| 新美裕之 | 情緒障害児短期治療施設あゆみの丘 |
| 平岡篤武 | 静岡県健康福祉部福祉こども局 |
| 中垣真通 | 静岡県富士児童相談所 |
| 高田豊司 | 児童養護施設広畑学園 |
| 渡辺葉一 | 児童養護施設あおぞら |
| 三好真由美 | 児童養護施設清心寮 |
| 坂井加代子 | 児童養護施設高鷲学園 |
| 榊本理香 | 児童養護施設遙学園 |
| 薬師寺順子 | 大阪府福祉部子ども室 |
| 三宅和佳子 | 大阪府子ども家庭センター |
| 花房昌美 | 大阪府子ども家庭センター |
| 前河 桜 | 大阪府子ども家庭センター |
| 伊庭千恵 | 大阪府子ども家庭センター |
| 林めぐみ | 大阪府子ども家庭センター |
| 三浦由起 | 大阪府子ども家庭センター |
| 南まどか | 大阪府子ども家庭センター |
| 久保田富紀 | 大阪府子ども家庭センター |
| 井上直子 | 堺市子ども相談所 |
| 松本佳奈 | 堺市子ども相談所 |

A. 研究目的

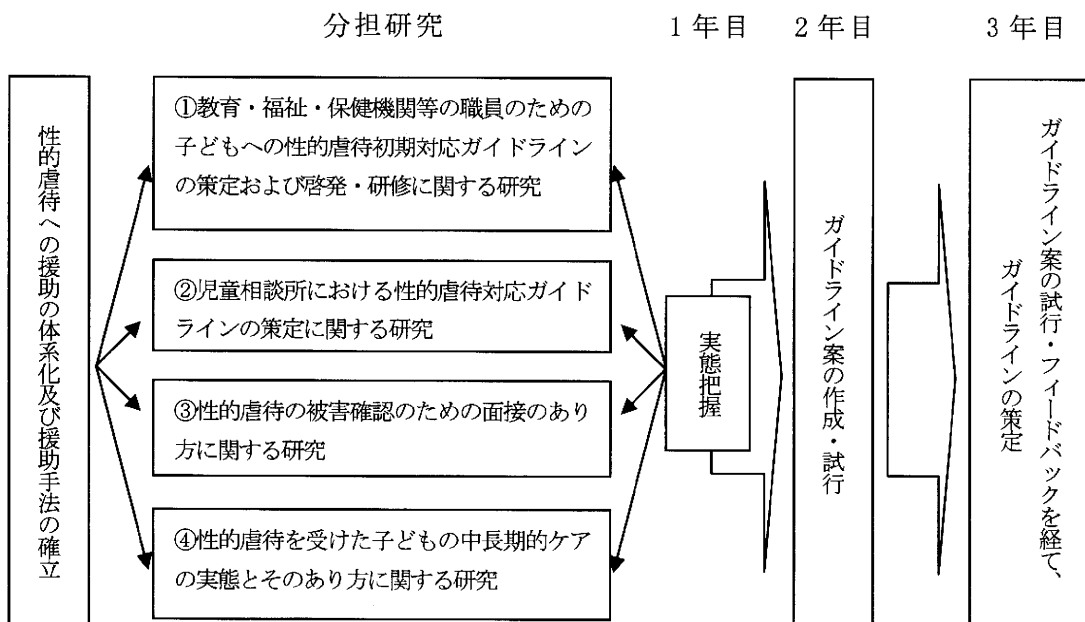
本研究は、児童福祉領域、特に児童相談所を中心とした性的虐待への対応及びケアに関する具体的なシステムの構築を目的とする。先行研究や性的虐待への対応実態を踏まえながら、性的虐待の被害事実確認のための面接技法や児童福祉施設等における中長期的ケアのあり方について検討を行うとともに、虐待を早期に発見しやすい立場にある学校、対応における中核的機関である児童相談所、虐待を受けた子どもへの中長期的ケアを担う児童福祉施設等の各機関を対象に、それぞれ対応やケアのためのガイドラインの策定を行い、効果的な対応・ケアに資するものである。

本研究は、以下の分担研究で構成した。①教育・福祉・保健機関等の職員

のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究、②児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究、③性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究、④性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究。

本研究の特色は、先行研究では、調査対象となった機関が所在するエリアが限定されているのに対し、本研究では、全国での実態把握を行うこと、さらに、先行研究におけるガイドラインは仮説的な提示に終わっているが、本研究では、実践現場での試行及びそのフィードバックを経て、より実用性の高いガイドライン類の策定を図るところにある。

(流れ図)



B. 研究方法

本研究は、4つの分担研究で構成されているが、各分担研究の研究テーマは相互に関連していることから、研究全体の整合性、総合性を確保するため、研究代表者は分担研究間の調整等、全体的な統括を行った。

研究は3年計画で実施され、初年度は概ね実態把握と課題整理、2年目にはガイドライン案を策定のうえ、実践現場において試行し、3年目にはガイドライン案の試行状況を踏まえ、最終的なガイドラインを策定した。

1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究

(研究分担者 玉井邦夫)

1年目、2年目にわたって、学校現場における性的虐待事例との遭遇実態と職員の性的虐待に関する知識水準・意識を把握するための調査を行った。全国の国公私立の幼・小・中・高・支援学校から無作為に、幼稚園274、小学校450、中学校220、高等学校106、支援学校22校を抽出し、質問票を総数17,130部配布し、管理職を除く教員に回答を求めた。回答者の属性、今年度の性的虐待事例への遭遇と対応、及び回答者の性的虐待とその周辺知識に関する理解度について集計、解析を行った。3年目には、学校における虐待対応のキーパーソンである養護教諭を対象に、

どのような研修や支援が有効かを把握するため、アンケート調査を行った。全国の小・中・高・特別支援学校から無作為抽出により300校を抽出し、郵送によるアンケートを行った。これらの結果を性的虐待初期対応ガイドライン、研修プログラム作成に資する。

2. 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 (研究分担者 山本恒雄)

1年目に行った全国児童相談所を対象とするアンケート調査、先進的取組をする府県でのヒアリング調査等で把握した児童相談所における性的虐待の対応実態を踏まえて、2年目、児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン試行版および対応の過程で保護者に配布する冊子類を作成、これらを全国の児童相談所に提示、試行実施を決定した児童相談所に対して、相談現場におけるガイドライン試行版の内容について研修を開始した。さらに被害確認面接についても協力を得られる場合には、分担研究③と共同で面接トレーニングを実施したうえで、実際の業務における適合性、実効性について検証を行った。3年目には「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2009年度試行版」と被害確認面接のための「NICHDガイドライン日本版」について、児童相談所職員に対する研修を拡大実施し、現場での試行を通じてフィードバックを得て、最終的

なガイドラインを策定した。

また、ガイドライン試行版の試行を実施していない全国 177 の児童相談所を対象に、性暴力被害に関する相談の概況とガイドラインについての意見を求めるアンケート調査を実施した。

なお、通告対応における通告機関側の子どもからの情報のキャッチの仕方、通告の判断・手順については、分担研究①の学校等への調査・検討結果と照合しつつ、児童相談所側での通告受理のあり方について整理し、関係機関現場での課題に焦点を当てた「初期対応手引き」冊子を作成した。

3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究

(研究分担者 (故) 庄司順一)

性的虐待への対応では、虐待被害を裏付ける客観的事実の把握が重要になる。子どもからの性的虐待・性暴力被害の事実聴取法については、米国の「NICHD ガイドライン」が実証的評価を受けている。本研究では、この NICHD ガイドラインの日本版の開発と研修を行っている北海道大学大学院文学研究科内「司法面接支援室」と共同で、児童相談所向けの面接法とその研修プログラムを開発・試行実施し、わが国の児童福祉における標準的な子どもの「被害確認面接法」の確立を目指した。本ガイドラインを分担研究②で作成した「児童相談所における性的虐待対応

ガイドライン試行版」に組み込み、モデルとなる児童相談所の職員を対象に、研修・トレーニングを実施した。試行からのフィードバックを受けて改良を図った。

4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究 (研究分担者 岡本正子)

児童養護施設や情緒障害児短期治療施設等に入所している性的虐待あるいは性暴力被害を受けた子どもの中長期ケアの体制や方法論を確立するため、これら施設におけるケアの実態等を把握したうえで、ケアの向上に資するガイドラインを策定する。全国の児童養護施設と情緒障害児短期治療施設の施設代表者とケア担当者にアンケート調査を行い、先進的に取り組んでいる 4 施設に対し聞き取り調査を行った結果を踏まえ、全国の施設にケア・ガイドライン(試案)を送付し、それに対する取組をアンケート調査および聞き取り調査によって、現場からのフィードバックを得て、ガイドラインの有効性の評価を行った。

(倫理面への配慮)

本研究では、教育機関、児童相談所、児童福祉施設等における性的虐待への対応実態を把握するため、これらの機関から事例を収集することになるが、調査に際しては、個人情報扱いに留意し、個人が特定されるような情報項目は極力排除すると

ともに、分析は数値的に処理し、集計結果のみを公表した。個別情報は部分的な情報に限定、かつ一般的な選択項目や数値化した情報として扱うが、情報の性質上、当該個人から同意を得ることは困難であり、それぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあることから、回答は、無記名かつ調査対象である個々の機関として許容される範囲内の情報提供とし、それをもって情報提供の同意とした。また集計・解析を終えた原資料は廃棄処分する。これらの要件について、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査・承認を受けている。

なお、開示すべき利益相反はない。

C. 研究結果

1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究

(研究分担者 玉井邦夫)

全国の幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校から二段階の無作為抽出を行い、管理職を除く教員に対して、平成20年度内での性的虐待事例への遭遇体験とその対応、および性的虐待に関連する知識水準と意識に関する質問紙調査を行い、個人ベースで3,734名、質問票の総配布数に対する回収率21.8%、校・園ベースで393校・園、回収率34.4%の回答を得た。調査年度内に性的虐待事例に遭遇した教員は33名(0.9%)、事

例は34件で、そのうち調査年度に発見され、児童相談所に通告された事例(パターン1)が6例、調査年度前にすでに通告済みであった事例(パターン2)が12例、疑いはもっていないながら通告に至っていない事例(パターン3)が16例であった。事例は幼・小・中・高・支援学校のすべてに渡っているが、中学校が最も多かった。パターンごとに、発見の契機、発見後の子どもへの対応、相談連携機関、通告に至っていない理由、事例との関わりで困難を感じた点、性的虐待と併発した虐待種別、などについて検討した。

また、全回答者に性的虐待をめぐる15の記述についての判断を求め、その結果、性的虐待に対する意識・知識には、性差、年齢差、学校種別による明らかな差がみられた。学校現場における性的虐待の発見が極めて困難であることが伺われ、また対応上の課題も認められた。

3年目には、全国から無作為抽出した300校の養護教諭を対象に、性的虐待・性的被害事例への遭遇状況と学校現場で対応するに当たっての困難感を調査した。有効回答数は133、回収率は44.3%であった。回答者はすべて女性で、年齢層は40代、50代が多く、養護教諭としての勤務年数平均21年であった。所属校種は小学校37.6%、中学校27.1%、高等学校20.3%、特別支援学校11.3%であり、養護教諭の3/4は何らかの形で性教育に関与していた。性的虐待・

性的被害事例に遭遇したことがあったとの回答は 36.8%、ないとの回答 61.7%で、前年度に実施した一般教員への調査結果に比較して高率であった。養護教諭は学校現場での性的虐待・性的被害対応に不可欠である一方、学校内での連携に困難感を多く抱えていた。また、学校現場で遭遇する事例では、法に規定する虐待に該当しない型の事例が多いことが示された。

2. 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 (研究分担者 山本恒雄)

1) 「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2009 年度試行版」に基づく研修と実務の試行実施状況

2 年目に作成した「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2009 年度試行版」は、わが国の児童相談所現場における性的虐待相談の特に初期対応部分について、対応手順を整理したものであり、業務フローの概要をイメージ図によって示している。本ガイドライン試行版の試行実施とモニター、及びそれに併行して、実施した被害確認面接研修・トレーニングについて、活動実績をまとめると、37 自治体職員 1,604 名を対象に 52 回のガイドライン研修、253 名の児童相談所職員を対象に 8 回の通告直後の初期被害調査面接のトレーニング研修、さらに、分担研究③と共同で、日本各地で 5

回、171 名の児童相談所職員を対象とした被害確認面接の 3 日間の集中研修と、4 回、131 名を対象とした被害確認面接のフォローアップ研修、事例が多く発生した自治体ごとの 10 回、延べ 182 名への自治体別フォローアップ研修を行った。これら各自治体における試行実施全体の進捗状況をモニター、支援するとともに、各現場の貴重な経験からのフィードバック情報を収集するために、17 回、延べ 282 名が参加した自治体ごとのガイドラインモニター、その他教員や自治体職員を対象とした研修活動等を実施した。

研修では、受講者に対して統一的なアンケート調査を行い、その結果、積極的、肯定的回答とともに被害の発見、対応開始後の連携などの課題も指摘された。また、学校教員を対象とする性的虐待に関する研修とそこでのアンケート調査の結果等を踏まえて、学校教員や保育所・幼稚園職員向けの子ども虐待初期対応、性暴力被害の発見と通告に関する手引きの作成を行った。

2) 全国児童相談所(非モニター児童相談所)へのアンケート調査

各児童相談所の性的虐待・性暴力被害に関する相談の概況と本研究が提示しようとしているガイドラインについての意見収集を意図してアンケート調査を行い、全国 201 か所の児童相談所中、ガイドライン試行実施中の 24 か所を除く 177 か所のう

ち 152 か所（回収率 85.9%）から回答を得た。本アンケートでは、家庭内性暴力被害とその疑いの問題、調査保護の課題、被害確認面接の実施状況、ガイドラインの必要性やその内容等について各児童相談所の状況を調査した。その結果、相談件数は増加傾向にあり、また、法の定義に従う性的虐待にとどまらない多様な性暴力被害について相談がある実態が示された。ガイドライン試行版の普及については、約 1/3 の児童相談所に研修受講者がおり、大多数の児童相談所が何らかの形でガイドライン試行版に接触していることが示された。被害確認面接（NICHD ガイドライン日本版）の普及については、約 30%の児童相談所にトレーニングを受けた職員がいることが分った。

3) ガイドラインの試行を実施した児童相談所（モニター児童相談所）について

ガイドライン試行版について、相談実務での適用結果と使い勝手のフィードバックを得るために、11 自治体の 24 児童相談所で、ガイドライン研修、実務におけるモニター、フォローアップが実施され、そのうち 10 自治体では、被害確認面接トレーニングもセットにして実施された。児童相談所によって試行実施の状況は多様であり、検討は個別的な事柄と、より一般的な課題に通じる議論とが常に混在していた。アンケート調査は 24 か所中 22 か所（回収率 91.7%）

から回答があり、性的虐待・性暴力被害関連の相談実態、初期対応、初動以降の対応について概況を把握することができた。ガイドライン試行版および保護者向けの 3 種の冊子についての有用性について 5 段階評価を求め、すべての項目について肯定的評価を得た。特にガイドラインの必要性については、高い評価であった。さらに、モニター児童相談所 20 か所が経験した 176 事例について詳細な検討が行われた。

3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究 （研究分担者 （故）庄司順一）

わが国では、児童福祉と刑事司法とはかなり異なる法制度下にある。そのようなわが国の状況を踏まえ、児童福祉上の虐待対応において、一定の客観性が保障される子どもの性的虐待・性暴力被害確認のための面接法を開発した。具体的には、多くの実証的評価が行われている米国の国立子どもの健康と発達研究所（NICHD）による「NICHD ガイドライン」をもとに、その日本版を開発し、分担研究②による「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン試行版」に組み込み、研修と面接トレーニングを行った。プログラムに基づく研修・トレーニングは、講義、グループワーク、ロールプレイ、録画を見ての振り返り等から構成され、3 日間にわたって実施された。

2 年目から 3 年目にわたり、3 日間

の集中研修・トレーニングは5回実施され、171名が参加した。その他、合同フォローアップ研修4回に131名、自治体別フォローアップ研修10回に182名が参加した。詳細なNICHDガイドライン日本版自体は、面接法の訓練を受けた面接技術者のみ提供された。

なお、「NICHDガイドライン日本版」の開発については、科学技術振興機構「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練プロジェクト（代表 北海道大学大学院文学研究科仲真紀子教授）」の協力を得て作業を進めた。

この面接法は、欧米の forensic interview やその訳語としてわが国で使われ始めている「司法面接」とは区別して「(法的)被害(事実)確認面接」と呼ぶことを提案した。

4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究(研究分担者 岡本正子)

1年目、2年目の研究において、性的虐待を受けた子ども達の中長期的ケアを担っている児童養護施設と情緒障害児短期治療施設でのケアの実態を踏まえ、また、児童相談所のソーシャルワーク機能とも連動した「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン(試案)」を作成した。ケア・ガイドライン(試案)は、「基礎編」と「実践編」から成り、「基礎編」は現状と課題、子どもの理解、ケアと支援、入所から退所へ

の流れ等が記載されており、「実践編」では、性的虐待を受けた子どものケアで配慮が必要な項目、配慮が望ましいことをチェックリストとして示した。ケア・ガイドライン(試案)を全国の児童福祉施設に配布したうえで、現場からのフィードバックを得るためのアンケート調査と聞き取り調査を行い、ケア・ガイドラインを充実、完成に至った。

アンケート調査は、全国の児童養護施設568施設及び情緒障害児短期治療施設33施設、計601施設を対象に行い、326施設から回答を得た(回収率54.2%)。ケア・ガイドラインの有用性に関しては、「有用」194施設(62.0%)、「有用ではない」8施設(2.6%)、「どちらともいえない」95施設(30.3%)、「不明」19施設(6.1%)、という結果であった。試案が提案した「ステップ1:子どもが安全・安心して生活できる生活環境(居場所)を作る。」、「ステップ2:子どもの再被害や問題行動を予防し、健全な発達を支援する。組織として対応体制を確立し、家族を支援する(子どもと家族のエンパワーメント及び心理教育的アプローチ)。」、「ステップ3:子どもや家族の個別問題を理解し、施設内で組織的アプローチや外部の関係機関と援助連携を図る(一人ひとりの子どもへの心理的治療など専門的取り組みの実施とその子どもを支援する体制づくり)。」、にはそれぞれ15項目、10項目、6項目のチェック項目があり、各項目

について「実施度」と「実施困難な理由」を聞いた。ステップ1の各項目の実施度 58.6～96.3%、ステップ2の各項目の実施度 34.7～96.0%、ステップ3の各項目の実施度 17.2～80.0%に渡っていた。ステップ2、3で「実施するのが困難と思われる」項目のうち、困難度が高い項目は、「施設内で性的加害・被害が起こったときの対応マニュアルを作っている。」、「性暴力防止プログラムがある。」、「家族への支援プログラムがある。」、等であった。

聞き取り調査については、4か所の施設を訪問し、ケア・ガイドラインへの要望、施設としての課題、実践的な対応についての聞き取りを行った。アンケート調査および聞き取り調査の結果を分析し、ケア・ガイドラインに反映させると同時に、モデル事例の作成、Q&Aの検討を行うなど、実践編を充実させた。

D. 考察

本研究は、児童福祉領域における性的虐待対応の全国的な標準としての実務的ガイドラインの開発を目指している。主として教育現場からの通告の段階を扱う分担研究①から、虐待対応の中核機関である児童相談所における対応を扱う分担研究②、児童相談所で行う作業として重要な性的虐待の被害確認のあり方と技法を扱う分担研究③、性的虐待を受けた子どもが入所する児童養護施設と情緒障害児短期治療施設における

中・長期的ケアを扱う分担研究④、という流れに沿って研究が構成されている。

分担研究①では、養護教諭は一般教員に比べて性的虐待・性的被害事例への遭遇率をはるかに高く、学校現場での性的虐待対応に養護教諭の関与が不可欠であることが示され、それとともに校内での連携に多くの困難を抱えていることが明らかになった。また、学校現場が遭遇する事例では、児童虐待防止法が規定する性的虐待に該当しない型の事例が多く、性的虐待・性的被害を視野の広い課題として位置づける必要があることが示された。この点については、分担研究②、③においても、加害者規定による「性的虐待」から、子どもの身に起こった被害に焦点をおいた「家庭内性暴力被害」として統一的な対応体制の構築の重要性が示唆されている。また、分担研究④においても、性的虐待を受けて施設入所してきた子どもの中長期的ケアのみならず、施設入所後に性的虐待が判明する事例の多いこと、また施設内での性的加害・被害に対しての取組の重要性が述べられている。

なお、これらの研究課題は、相互に密接に関連していることから、研究は連携、協働して進められた。性的虐待の疑われる事例についての学校等から児童相談所への通告については、分担研究①と②の共同成果物として、保育所・幼稚園の保育者向けおよび小・中・高・特別支援学校

教員と放課後児童クラブ向けの「初期対応手引き」が作成され、また、分担研究③で作成された「被害確認面接ガイドライン」は、「児童相談所における性的虐待相談対応ガイドライン」に組み込まれた。

以上、本研究を通じて、性的虐待対応の一連の流れに沿って、各関係機関が利活用しうる標準的、実務的ガイドライン等が作成された。これらを列挙すると、

①児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン（被害確認面接ガイドライン（NICHHD ガイドライン 日本版）を含む）

②保護者向けパンフレット（一時保護時）

③非加害保護者向けパンフレット

③-1 あなたへのメッセージ「親だからできること」

③-2 あなたへのメッセージ「家庭内性暴力被害を受けた子どもを守るために」

④性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン

⑤子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き

⑤-1 保育所・幼稚園の保育者のために

⑤-2 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員・放課後児童クラブのために

となり、これらは本総合研究報告書に資料として一括して掲載されている。これらのうち①については、昨年度に作成された試行版に基づいて、

児童相談所職員を対象とする研修・トレーニング、現場における試行とモニター、フォローアップが行われ、それらのフィードバックを得て、完成版が作成された。④についても前年度作成され、全国の施設に配布された試案に対する評価、意見に基づき、充実が図られ、完成された。

研修、現場での試行、また全国関係機関を対象とするアンケート調査を通じて、これらの成果物が全国的に利活用しうる、実務的で有用なものであることが示された。

E. 結語

子どもへの性的虐待・家庭内性暴力被害に関して、通告から児童相談所における一連の対応、その中でなされた被害確認面接、児童福祉施設に入所してからの中長期的ケア、という一連の流れについて、4つの研究が分担して、実務的ガイドラインの策定を目指した。それぞれ、実態調査の結果等を踏まえて、ガイドライン等を作成し、試行、現場からのフィードバック、アンケート調査による評価等を受けて、ガイドラインを完成させた。

本研究で策定されたそれぞれのガイドラインは、全国的な標準となりうる実務的なものである。行政組織を通じて、全国の児童相談所、児童福祉施設等を始めとする関係機関に広く普及・啓発されることによって、性的虐待・家庭内性暴力に対する効果的な対応に資することが期待される。

F. 健康危険情報

特になし。

G. 研究発表

① 論文発表

「研究成果の刊行に関する一覧表」に示す。

② 学会発表

1. 山本恒雄：「児童相談所における性的虐待相談対応ガイドラインの策定に関する研究」について、日本子ども虐待防止学会第16回学術集会くまもと大会、分科会28-02「司法面接（被害確認面接）の新たな展開に向けて」、2010年11月27・28日、熊本
2. 高田豊司：ケア・ガイドライン Step1～Step2（児童養護施設の立場から）、日本子ども虐待防止学会第16回学術集会くまもと大会、分科会27-02「性的虐待を受けて児童福祉施設に入所中の子どもへのケアの現状とケアガイドライン

（試案）に関する報告」、2010年11月27・28日、熊本

3. 中村有生：ケア・ガイドライン Step3～Step4（情緒障害児短期治療施設の立場から）、日本子ども虐待防止学会第16回学術集会くまもと大会、分科会27-02「性的虐待を受けて児童福祉施設に入所中の子どもへのケアの現状とケアガイドライン（試案）に関する報告」、2010年11月27・28日、熊本
4. 伊庭千恵：施設と児童相談所の連携（児童相談所の立場から）、日本子ども虐待防止学会第16回学術集会くまもと大会、分科会27-02「性的虐待を受けて児童福祉施設に入所中の子どもへのケアの現状とケアガイドライン（試案）に関する報告」、2010年11月27・28日、熊本

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当しない。

Ⅱ. 研究成果の刊行に関する一覧表

Ⅱ. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

| 著者氏名 | 論文タイトル名 | 書籍全体の編集者名 | 書籍名 | 出版社名 | 出版地 | 出版年 | ページ |
|------------------------------|----------------------------------|---------------------|-----------------------|---------------------------|-----|------|---------|
| 玉井邦夫 | | | 特別支援教育のプロとして子ども虐待を学ぶ | 学研 | 東京 | 2009 | 1-176 |
| 山本恒雄 | 非行児童、情緒障害児のための福祉サービス | | 社会福祉学習双書 2009 児童家庭福祉論 | 全社協 | 東京 | 2009 | 84-91 |
| 山本恒雄 | 児童相談所からみた教育と福祉の連携 | 岡本正子 二井仁美 森 実 | 教員のための子ども虐待理解と対応 | 生活書院 | 東京 | 2009 | 74-99 |
| 山本恒雄 | 子ども虐待の現状と対応課題 | 日本子ども家庭総合研究所 | 日本子ども資料年鑑 2009 | KTC 中央出版 | 東京 | 2009 | 26-27 |
| 山本恒雄 | 子どもと家庭の福祉 | 日本子ども家庭総合研究所 | 日本子ども資料年鑑 2009 | KTC 中央出版 | 東京 | 2009 | 189 |
| 山本恒雄 | 心理検査の結果を活かすこと返すこと | 竹内健児 | 事例でわかる心理検査の伝え方・活かし方 | 金剛出版 | 東京 | 2009 | 166-169 |
| 石原栄子 庄司順一 田川悦子 横井茂夫 | | | 乳児保育（改訂10版） | 南山堂 | 東京 | 2009 | |
| 庄司順一 | 子ども虐待 | 家庭的保育研究会編 | 家庭的保育の基本と実践 | 福村出版 | 東京 | 2009 | |
| 庄司順一 | 虐待への対応. 養育の理念と原則. 子どもの発達. 虐待への対応 | 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会編 | 新版乳児院養育指針 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国乳児福祉協議会 | 東京 | 2009 | |